

令和6年度第1回松伏町総合教育会議 会議録

開催日時	令和6年6月19日（水） 午後3時20分から午後4時30分まで		
会議会場	松伏町役場 第二会議室		
出席者氏名	構成員	松伏町長 松伏町教育委員会教育長 松伏町教育委員会教育長職務代理者 松伏町教育委員会教育委員 松伏町教育委員会教育委員 松伏町教育委員会教育委員	鈴木 勝 岡田 直人 渡邊 淳子 宇田川 陽子 會田 隆彦 増田 芳彦
	事務局等	企画財政課長 企画財政課主幹 企画財政課主任 教育総務課長 教育文化振興課長 教育総務課主幹 教育総務課主任指導主事	鈴木 英樹 中島 輝昭 福永 将人 坂寄 秀彰 黒田 和範 倉持 孝弘 角本 勲之
欠席者	なし		
傍聴人	なし		
次第 (協議又は調整が行われた事項)	1 開会 2 町長挨拶 3 教育長挨拶 4 協議・調整事項 (1) 令和5年度における町内小中学校のいじめの発生状況について (2) その他 5 閉会		
配布資料	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年度第1回松伏町総合教育会議次第 令和6年度第1回松伏町総合教育会議出席者名簿 資料1 令和5年度いじめの認知件数と解消件数 資料2 令和5年度長期欠席者の状況 松伏町総合教育会議運営要綱 松伏町総合教育会議傍聴要綱 松伏町総合教育会議傍聴要綱運用基準 		
議事録作成者	企画財政課総合政策担当 主任 福永 将人		

協議又は調整の要旨

議事	発言者	発言内容・決定事項
1 開会	事務局	会議の開会を宣言

2 町長挨拶	町長	町長の挨拶
3 教育長挨拶	教育長	教育長の挨拶
4 協議・調整事項		
会議録署名人の確認	事務局	会議録署名人は、町長部局側で町長と教育委員会側で渡邊委員の2名となる旨を報告する。
(1) 令和5年度における町内小中学校のいじめの発生状況について	事務局	協議・調整事項の進行は、会議招集者である町長に依頼する。
	町長（議長）	次第 4 協議・調整事項の(1) 令和5年度における町内小中学校のいじめの発生状況について、事務局より説明を求める。
	事務局	<p>(資料1に基づいて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本資料は、令和6年5月に実施した「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」である。 • 「1. いじめの認知件数と解消件数」について、小学校は375件で前年度より91件減、中学校は70件で前年度より8件減、小・中学校全体では445件で前年度より99件減であった。また、認知したいじめの解消件数は、小学校で299件、中学校で60件、松伏町全体では359件が解消した。86件が解消に向けて取り組み中となり、これは国が作成している「いじめ防止等のための基本的な方針」において、「いじめが解消している状態」とは表の枠外の※印にあるように3ヶ月の期間を必要とすることが示されているためである。解消に向けて取り組み中の86件は、本日、現時点ですべて指導や保護者への連絡を終えており、解消となっている。 • 「2. いじめの認知件数の学年別内訳」について、例年、小・中学校ともに1・2年生の認知が多い傾向がある。 • 「3. いじめの態様」について、認知したいじめの過半数として、No.1の「ひやかしやからかい」の50.2%がある。この行為が更に発展する中で、No3の「軽くぶつかられたり、遊ぶふりをし

		<p>て叩かれたりけられたりする」、No.7の「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする」行為につながっていると考えられる。数値ではNo.2が15.6%、No.7が17.0%で、昨年度より減少している。よって、1番の「ひやかしゃからかい」のような初期段階で、子供たちの「悪ふざけ」が相手を傷つけている事、つらい思いをさせているかもしれないことを、しっかりと認識させ、指導していくことが重要となってきた。今後も学期ごとに行われる生活アンケートを実施し、いじめの早期対応を徹底していきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> •「4. いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」発生件数」について、本町では重大事態の発生はなかった。 •各校において、いじめの認知及び事後の対応について丁寧に取り組んでいただいているところであるが、引き続き連携を図り、注意して対応していく。 <p>(資料2に基づいて説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> •小学校の長期欠席児童は98名で、前年度より26名の増となる。中学校の長期欠席生徒数は57名で、前年度より12名の減となっている。割合は、小学校が7.82%で昨年度より2.09%の増、中学校が7.80%で昨年度より1.17%の減となっている。 •長期欠席児童生徒のうち、不登校児童生徒の割合は小学校では2.55%で1.28%の増、中学校では5.75%で0.88%の減となっている。 •長期欠席は、出席停止等や家庭の都合も含まれている。また、適応指導教室「ひだまり」に通っている児童生徒も、指導要録上では出席扱いとされているが、本調査においては、学校に登校してい
--	--	---

		<p>ないことから、不登校としてカウントされる。</p> <ul style="list-style-type: none">• 長期欠席児童生徒の数は、年々増加している。傾向として、学年が上がるごとに増加傾向となっている。さらに、長期欠席の割合の比較では、小学6年生の3.94%だけではなく、小学2年生も3.94%の増加が見られる。コロナ禍の時、幼稚園や保育園等に通っていた子供たちが、小学校に入学をしている。コロナ禍での生活の中、ソーシャルディスタンスを保ち、豊かな人間関係を形成できなかったことが原因の1つと考えられる。その上、小学校という生活環境が大きく変わることも重なり、様々な困り感を抱えている子供たちの不適応が出てきていることも考えられる。• 本町は、取組重点の一つとして、小中連携を進めている。また、昨年からアセスメントシートを活用し、明確な視点をもって子供たちを見守り、つなげるというシステムを構築している。また、不登校の児童生徒の中の多くは、個々が抱える困り感を抱えている。そういった子供たちを含め、個々の困り感を支援できるよう、ユニバーサルデザインの視点を持った授業改善、学級経営、相談を進めている。先程の小中連携や、個々の支援は、学力向上とも関係していることから、このような松伏スタンダードの作成、チェックポイントを明記している。全ての研修においても、この視点で取り組むこととなっている。私の方でも、学校や適応指導教室「ひだまり」、そして中学校でのさわやか相談室と連携を図り、支援していきたい。• また、不登校児童生徒に対して、さわやか相談室や適応指導教室「ひだまり」への利用者も増加している。子供たちが安心して過ごせる居場所づくりに、さらに力を入れて取り組んでいく。• 一方で、小学校においてさわやか相談室がないこ
--	--	---

		<p>とが課題の一つとなっている。そこで、今年度は、松伏小学校においてスペシャルサポートルームを試験的に設置し、週に3回、教員免許を持った職員を配置している。小・中学校共に、教室や集団等に適応できない児童生徒の居場所、そしてその教室専属の職員がいることで、様々な困り感を抱える子供たちを救うことができると考えている。子供たちやその保護者の思いに寄り添った支援を今後も積極的に行っていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 教育相談の受入れについても、学校や、適応指導教室「ひだまり」、すこやか子育て課など、様々な機関に加え、難しい事案については、教育委員会でも関わり、相談を行っている。様々な困り感を抱えているが、その困り感を聞いてもらえる場所を学校外に求めているケースも多くある。それを受け、一人1台のタブレット端末による相談窓口や、毎日の健康観察としての「今日のこころの天気」などを活用し、児童生徒の小さなSOSを見逃さない体制づくりを推進していく。 • 今後も学校及び関係機関と連携し、不登校を生まない為の未然防止の取り組み、子供たちの気持ちを大切にした対応をしていきたい。
	町長（議長）	<ul style="list-style-type: none"> • 質問等を求める。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> • 資料1 3. いじめの態様について、No.8のスマホ等の誹謗中傷等の件数では、小中学校とももっと件数が多い印象である。またこの問題は非常に根深く短期間では解消が難しい問題でもある。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 主にアンケートによる調査となるが、その他に保護者や子供からの申告なども含まれている。学校の相談窓口においても、No.8について特段相談はない。ただ根深い問題という認識はあるため各所で相談窓口の活用について子供たちには適宜周知している。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> • 資料1「3. いじめの態様」について、No.6及

		<p>び No.7の嫌なこと危険なことをさせられるとは、起きた時の状況として、一人に対して集団で逆らえない場面や1対1で行われたか等、どのような状況下だったか分かれば教えてほしい。</p>
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> • No.6では、文房具等を壊されるという事象がほとんどであり、No.7では危険なことをされるのではなく、No.1に該当しない主に嫌なこと、例えば嫌なニックネームが付けられた等である。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> • いじめを受けた子供の相談場所の1つである、スクールカウンセラーの利用頻度はいかがか。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> • スクールカウンセラーの実施は、松伏中は2週に1回、第二中は1週に1回、各小学校は月1回ほどで予約状況を見るとほとんど埋まっている。主な利用者は保護者となる。スポット的に相談の空きがでた際は校内アナウンスで子供たちに呼びかけをすると必ず誰かが相談に行っている。そのような状況でスクールカウンセラーの実施回数の増加を県に要望している。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> • 資料1「3. いじめの態様」について、質問項目の内容を読み解くと、いわゆる傷害や窃盗などに該当する場合もあるが、実際警察へ被害届が出された事例はあるか。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 被害届の事例はない。学校は必要に応じて警察と連携をとることとしているため、状況に応じて対応していく。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> • 資料2について、児童生徒の不登校の予防について、休みが数日続いたような初期段階で教職員が時間をかけて関わっていくことが大切。懸念として、教職員も多忙で気づきや対応について気軽に相談できる環境にあると良い。
	事務局	<ul style="list-style-type: none"> • 松伏町を含めた日本全体の話として、教職員の働き方改革のもと、これまで手間暇かけていた事象に同じような時間をかけて対応するのが難しくなっているのかもしれない。それが不登校を解消出来ない原因の一つになっている可能性を感じる。
	委員	<ul style="list-style-type: none"> • 資料2について、不登校の出席が0の家族や子供に対して、学校から連絡はとれているか。

	事務局	・担任及び管理職含め、定期的に訪問や連絡を実施している。資料2の小2で出席が0の人数が「1」となっているが、現在は毎日通学出来ている。
	委員	・不登校の子供には、習い事や自身の好きな場所には通う子供がおり、本人が外との繋がりをもっている一方、親としては学校でしか得られない学びがあるため学校に行かせたいが、本人は学校へ行きたがらないケースもある。不登校の子供を持つ親もとても悩んでいる。
	事務局	・いじめは1件もあってはならないが、不登校は0にはならないと思う。集団で学ぶことが馴染まない子供でも他の場所では生き生きとしている子供もいる。それは認めるべきで大事なことである。
	構成委員	【意見・質問なし】
(2) その他	町長（議長）	続いて、次第 4 協議・調整事項の(2)その他について、事務局より説明を求める。
	構成委員	【意見・質問なし】
5 閉会	町長（議長）	・協議、調整事項について終了する。進行を事務局へ戻す。
	教育長職務代理人	会議の閉会の挨拶
	事務局	・終了し散会

上記記載事項は、令和6年6月19日松伏町役場第二会議室において開催した、令和6年度第1回松伏町総合教育会議の内容を記録したものに相違ないことを認め、ここに署名する。

令和 6 年 7 月 17 日

署名人の職・氏名 町 長 鈴 木 勝

署名人の職・氏名 教育委員 渡 邊 敦 子